

ご葬儀を終えられた貴方様へ！ 諸手続きは全ての方に必要です！

ご葬儀後の役所・法律手続でご不便がないように 無料相談のご案内をいたします

家の名義って
そのままでいいの？

年金？葬祭費？戸籍？
役所手続の期限！？

株券が出てきたら
どう扱えばいいの？

銀行の口座は
凍結された後どうなる？

朝日屋みんなの相続窓口

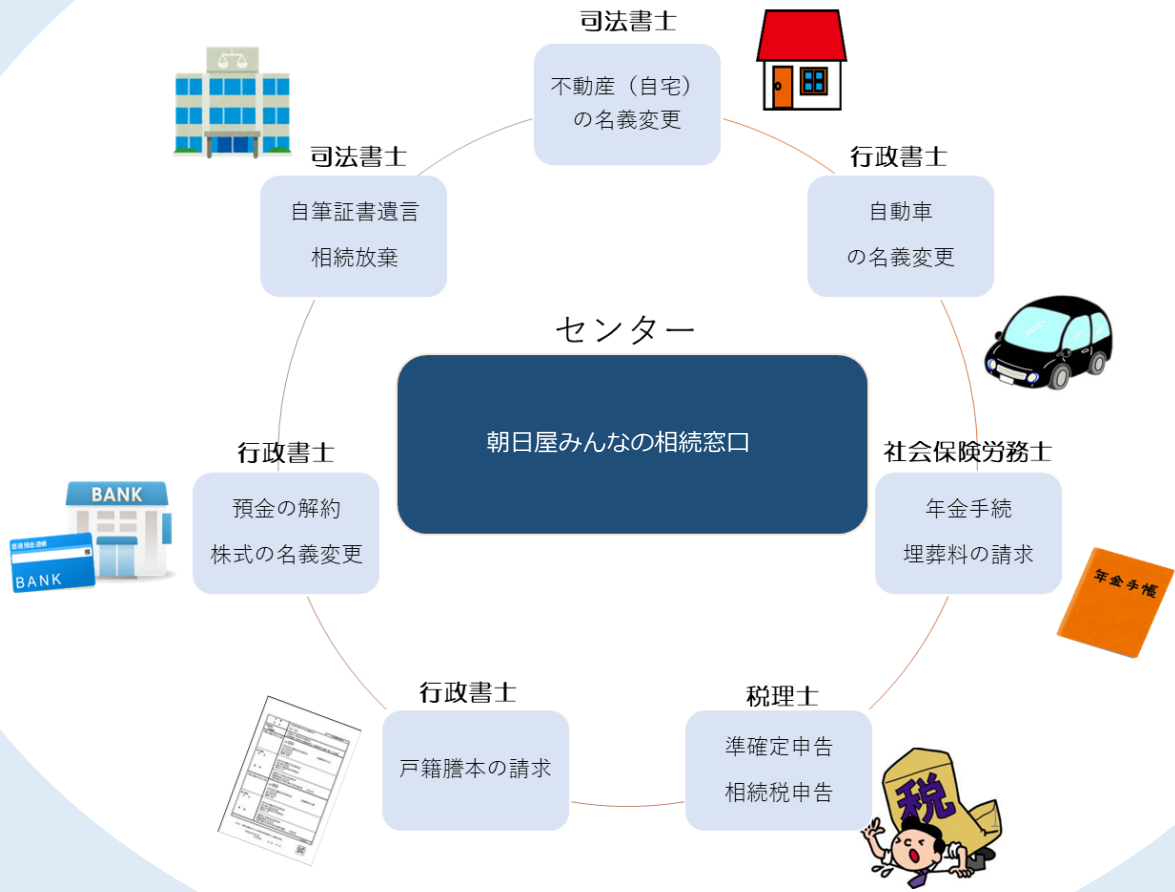
◎不動産の名義変更 ◎遺族年金 ◎預金の解約
◎相続税申告 ◎株や有価証券・自動車の名義変更

お困りごとの解決実績年間6000件以上



朝日屋みんなの相続窓口は ワンストップサービスで、ご不安を取り除きます

◆ 葬儀後の各種手続 ◆



ご自宅まで無料訪問・ 無料相談にお伺いします

土日祝も無料相談承ります

ご利用者多数のため、日程を調整させていただくケースもございます

期限のある手続きもございますので、早めにご相談して安心して下さい

相続開始から名義変更・申告までの時期

7日以内	死亡届を市町村に提出
3ヶ月以内	財産の概要を調査・相続人の把握
4ヶ月以内	故人の死亡年の所得税申告・納付 財産リストの作成 遺産分割協議書の作成 相続財産の名義変更
10ヶ月以内	相続税の申告納付

相続手続きを放っておくと

相続財産の処分ができなくなることがあります。

先祖代々の土地や財産が
他人のものになったりすることがあります。

遺産分割協議書が整わないまま財産を処分してしまい
それが他の相続人の相続分や遺留分を侵害していると、
その相続人の請求により金銭等で
それを補償しなければならなくなることもあります。

故人の借金等の債務を
負わなければならなくなることもあります。

相続手続きチェックシート

あてはまるものにチェックを付けてみましょう。

- 相続人が2人以上いる
- 相続人が遠方にいる
- 故人名義の銀行口座がある
- 故人名義の不動産がある
- 故人名義の自動車がある
- 故人名義の株・有価証券がある
- 生命保険の請求漏れがないか心配
- 遺言書がある(遺言書があるかもしれない)
- 故人に借金がある(あるかもしれない)
- 手続き事が苦手なほうである

1つでも当てはまる場合は、

無料相談が出来る「みんなの相続窓口」にご相談ください。